



いすみゆういち画

米良の昔話『きりだま』

むかしむかし、山の中の一軒家に、うでききの獵師が住んでいました。獵師はある日、猪うちの玉をこめる仕事をしていました。それは鉛をとかし型に流し込んで、これを冷やして丸い玉を作るのです。ところが最後の玉を作るのに鉛がほんの少ししか残っていません。そこで道具箱の底にあった鉄のかけらを集め、鉛の中に入れて型に流しこみました。型からはずすと、角張った玉が出来上がっていました。それから2、3日たって、獵師は天狗山へ狩に行きました。しかし秋の山は日暮れがはやく、獵師は道に迷ってしまい野宿することになりました。すると夜中、突然、今まで寝ていた犬が、目を開けてうなり出しました。何かをこわがっています。獵師は、そーっと鉄砲を引き寄せました。犬は前の黒い雲の塊のようなものに向って、いつそう激しくうなり声をあげています。獵師がその黒いものにむかって鉄砲を一発撃つと、その黒雲がぐるぐる回りはじめました。獵師が、つづいて2、3発鉄砲を撃つと、黒雲はますます大きくなって、獵師の上におおいかぶさって来ました。そして驚くことに、撃った玉を「カーン、カーン」と跳ね返し利き目がありません。獵師はとうとう玉を撃ち尽くしてしまいました。

「しまった」と思ったとき、獵師は、あの鉄の玉がまだ一発残っていることに気が付き、その鉄の玉を取り出し、黒雲の真ん中を狙って鉄砲の引きがねを引きました。すると「ゴーン」と黒雲が大音をたてて「パッ」と消えてしまったのです。鉛でまいた鉄の玉が、獵師を助けてくれたのです。黒雲の正体は猫の化け物で、獵師が作っていた玉を見て、鉄瓶の蓋を持って獵師を襲おうとしたのです。

丸い玉はすべったり、跳ね返されたりしますが、四角玉はききめがあるとして「キリダマ」と言って、獵師の間では大切な玉となり、それ以来、獵に出る時は必ず隠し袋に入れて出かけるようになったと言います。

シリーズ「市町村合併」⑧

市町村合併が行われると、新設合併であれば、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失い、編入合併であれば、編入する市町村の議会の議員の身分には影響はないものの、編入される市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことになりす。

しかし、このような取扱いは、市町村の合併という特殊な事情を考えると、合併後すぐには原則どおりの定数によりがたい場合があります。例えば、地方自治法に定める議員の定数は、人口の増加に従い人口1人当たりの数が少なくなるように定められているため、合併関係市町村の議会の議員の定数の合計数と比較すると、合併市町村の議員定数は著しく少なくなることが予想されます。

このようなことから、合併特例法には、合併の形態により特例制度が定められています。今号では、その特例について説明します。

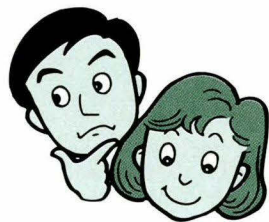
議会の議員の定数・在任に関する特例とは？

《新設合併の場合》

新設合併の場合は、定数特例または在任特例のいずれかを適用することができます。
(ただし、先進事例を見ると、在任特例を選択する場合がほとんどです。)

◎定数特例

新設合併の場合は、合併市町村の議会の議員の定数は、前述のとおり、合併関係市町村の議会の議員の定数の合計よりも著しく減少することから、これを緩和するために、



合併後最初に行われる選挙により選出される議員の任期に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法に規定する定数の2倍までの数の議員をおくことができます。(例1参照)

【例1】

A市 人口 30,000 人 定数 26 人	+	B町 人口 12,000 人 定数 22 人	+	C村 人口 4,500 人 定数 14 人	⇒	D市 人口 46,500 人 定数 26人×2=52人以内
------------------------------	---	------------------------------	---	-----------------------------	---	-------------------------------------

※合併後、最初に行われる選挙により選出される議員の任期相当期間に限る。

◎在任特例

合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併後2年を超えない範囲で、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができます。(例2参照)

◎定数特例

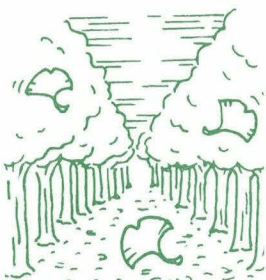
編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入される合併市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに次の算式で得られた定数(増加定数)を、編入する市町村の議員定数(旧定数)に加えた数をもって、合併市町村の議会の議員の定数とすることができます。

この場合、合併時に編入された選挙区について増員選挙が行われます。

また、この特例は合併後最初に行われる一般選挙により選出される議員の一般選挙にも適用されます。

増加定数：編入する市町村の旧定数×(編入される市町村旧人口÷編入する市町村の旧人口)

※増加定数に端数があるときは四捨五入し、増加定数が5未満となる場合には、これを1とします。(例3参照)



【例3】

X市 人口 30,000 人 定数 26 人	+	Y村 人口 4,500 人 定数 14 人	⇒	Z市 人口 34,500 人 定数 26人+2=28人
------------------------------	---	-----------------------------	---	-----------------------------------

[増加定数：14人×(4,500人÷30,000人)=2.1人≒2人]

【例4】

X市 人口 30,000 人 定数 26 人	+	Y村 人口 4,500 人 定数 14 人	⇒	Z市 人口 34,500 人 定数 26人+14=40人
------------------------------	---	-----------------------------	---	------------------------------------

ご質問・ご要望等は、菊池市ホームページの「市長への手紙」などによりお知らせいただくか、左記までおたずねください。
(〒861-1392)
菊池市大字隈府888番地
菊池市役所総務課庶務監理係
(内線222)

◎在任特例

編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができます。

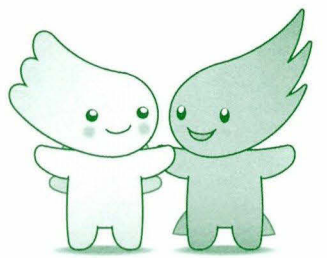
合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができます。(例4参照)

【注】地方自治法の市町村議会の議員の定数に関する規定は、地方分権一括法で改正されており、平成15年1月1日に施行され、施行日以降最初の一般選挙から適用されます。上記の例では、改正後の定数(下表参照)を記しています。

※市町村合併の情報につきましては、これからも「広報きくち」と菊池市の公式ホームページ(<http://www.city.kikuchi.kumamoto.jp>)で市民の皆さまに提供してまいります。

地方議員の定数の上限(地方自治法第91条第2項・平成15年1月1日以降)					
市	人口	議員数	町	人口	議員数
5万未満		26人	2,000 未満		12人
5万以上 10万未満		30人	2,000 以上 5,000 未満		14人
10万以上 20万未満		34人	5,000 以上 10,000 未満		18人
20万以上 30万未満		38人	10,000 以上 20,000 未満		22人
30万以上 50万未満		46人	20,000 以上		26人
50万以上 90万未満		56人			
90万以上		56人+40万ごとに8人増(最大96人)			





お知らせコーナー

届出を忘れていませんか？

国民年金の加入は、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の3種類に分かれています。次に該当するようないことがあった場合には、その都度、国民年金種別変更届が必要です。

- * 20歳になった
- * 就職・退職・転職(本人・配偶者いずれも)した
- * 住所・氏名を変更した
- * 配偶者の扶養からはずれた

最近、該当するようなことがありませんでしたか？
届出を忘れると、将来年金

学生さんには学生納付特例制度がありますよ

学生の場合は年間収入が約133万円以下の場合に、市町村に申請すれば、保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。ただし、申請は前年の所得を確認する必要があることから毎年度必要となります。

希望される方は、印かん、学生証(または在学証明書)を持参して、国民年金(2番)窓口で申請の手続きをさせていただきます。

学生は一般の免除申請はできませんので、お間違えのないようよろしくお願い致します。



第54回人権週間

(12月4日～10日)

昭和23年12月10日に「世界人権宣言」が国際連合で採択され、同年、我が国の人権擁護委員制度が発足して半世紀が経過しました。

その間、人権擁護委員は、各地域において様々な人権問題の解決に向け積極的に取り組んでまいりましたが、国民の価値観の多様化が進む中、物質的な豊かさの追求を求め、心の豊かさをなくする傾向に必ずしも意を用いない風潮や、自己の権利のみを主張し、他人の権利を軽視する傾向が見受けられ、社会の中でさまざまな人権問題が発生しております。

「育てよう 一人一人の人権意識 身近なことから人権を考えてみませんか」を平成14年度啓発活動重点目標に、次の事項を強調事項として定め、各種啓発行事が実施されます。

○女性の地位を高めよう

- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害はやめよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう

市民課市民係(内線139)

特設人権・行政相談所の開設

この「人権週間」中、熊本地方法務局山鹿支局及び菊池市人権擁護委員、行政相談委員において、次のとおり特設人権・行政相談所を開設します。

豊間ふるさと祭り

す。人権・行政問題等でお困りの方はお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

▽日時 12月4日(水)
午前10時～午後3時まで

▽場所 中央公民館

▽相談員 法務局職員・人権擁護委員・行政相談委員

▽問い合わせ先 市民課市民係(内線139)



第20回ロータリー小学生駅伝大会開催

菊池ロータリークラブと菊池市教育委員会では、菊池公園一帯を会場にした菊池郡市の小学生による駅伝大会を開催します。

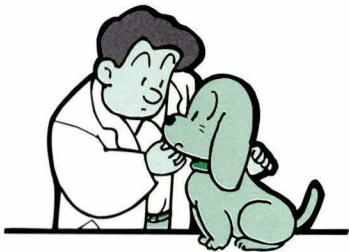
▽日時 12月1日(日)
小雨決行

午前9時開会
午前10時スタート

▽場所 菊池公園多目的広場(周辺コース)

▽参加対象 菊池郡市内に居住する小学生(5・6年生)

▽参加料 一チーム 一〇〇〇円(保険料含む)



ますので、犬の所有者の方は必ず受けられますようお願いいたします。

平成7年度から、犬の登録については犬の生涯に一回となりましたが、予防注射は従来どおり年一回必ず受けなければなりません。

登録されていない犬の所有者の方、または新たに犬(生後91日)を所有された方は、当日会場で行っていただきます。

▽日時 11月23日(土)
午前10時から正午まで

▽場所 市役所内駐車場

▽料金 登録料 3000円
注射料 2500円
注射済票 500円

※注射を受けられる時、愛犬に何か異常がある場合は、申し出てください。

▽問い合わせ先 環境課環境総務係(内線126)

狂犬病予防注射と犬の登録を行います

平成14年度秋期の狂犬病予防注射及び犬の登録を次のとおり実施します。予防注射と登録は、法律で義務づけられており

ごみを考える会が“紙類の分別について研修”

本年4月に、市民の自主的組織として設立した「ごみを考える会」が、本市赤星にある、市の紙類ゴミの収集許可業者『梯環』を視察し、紙類ごみの適切な分別の仕方について研修されました。

・分別の仕方は、次のとおりです。

- ①新聞
- ②チラシ類
- ③雑誌・カタログ・葉書・封筒など
- ④ダンボール類
- ⑤牛乳パック類

・本市でも紙類は、資源ごみの日に回収しておりますが、今後はより適切な分別方法を検討して参りたいと思います。

▽問い合わせ先 環境課廃棄物対策係(内線127)



新聞・雑誌・ダンボール等は、必ず資源ごみ収集日へ出して下さい

11月18日(月)から可燃物ゴミの焼却先が、菊池広域クリーンセンターから大津町にある南部清掃組合(大津町・菊陽町・合志町・西合志町・泗水町)の東部清掃工場に変更になります。

新聞・雑誌・ダンボール等は可燃物のごみ袋ではなく、9種分別収集の徹底をしていただき、必ず資源ごみの収集日に出すようにして下さい。

南部清掃組合も、新聞・雑誌・ダンボール等をリサイクルしておりますので、東部清掃工場への搬入はできません。

資源ごみの日に出せない方は、本市の紙類の収集許可業者に、直接搬入するようお願いいたします。

紙類の収集許可業者

- 住所 菊池市大字赤星中道2048番地
- 名称 株式会社 環
- 電話 24-5438

▽問い合わせ先 環境課廃棄物対策係(内線127)



生活習慣病検診・女性の健康診査・骨粗しょう症検診・結核検診のもれ検診及び休日（日曜）検診のお知らせ

前回受診できなかった方を対象に、次の日程で検診を実施します。

休日（日曜）検診も12月1日（午前中）に予定しておりますので、この機会にぜひご利用ください。

▽対象者

※年齢は平成15年3月31日現在

・生活習慣病健診（男性30歳以上、女性40歳以上）

・女性の健康診査（18歳～39歳）

・骨粗しょう症検診（18歳～39歳および40歳と50歳の女性）

・結核検診（19歳以上の男女）

▽検診場所

公立菊池養生園（菊池広域保健センター）

※送迎はありませんので、各自でおいでください。

▽問い合わせ先

健康管理課健康推進係（内線124）

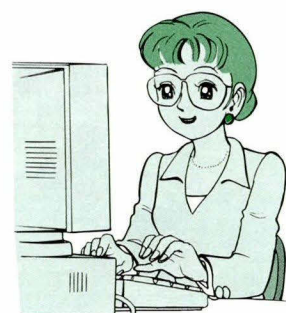
▼もれ検診・休日検診日程表

月 日	受付時間		備考
	午 前	午 後	
11月27日(水)	午前8時30分～11時まで	午後1時～3時まで	
11月28日(木)		午後1時～3時まで	
11月29日(金)	午前8時30分～11時まで	午後1時～3時まで	
12月 1日(日)	午前8時30分～11時まで		休日検診
12月 2日(月)	午前8時30分～11時まで	午後1時～3時まで	
12月 3日(火)		午後1時～3時まで	
12月 4日(水)	午前8時30分～11時まで	午後1時～3時まで	
12月 5日(木)		午後1時～3時まで	
12月 6日(金)	午前8時30分～11時まで	午後1時～3時まで	
12月 9日(月)	午前8時30分～11時まで	午後1時～3時まで	
12月10日(火)		午後1時～3時まで	
12月11日(水)	午前8時30分～11時まで	午後1時～3時まで	
12月12日(木)		午後1時～3時まで	

パソコン技術講習会

- ◆受講資格／雇用保険受給の対象とならない方（育児や介護等を理由に退職した方で再就業を希望する方や、就業経験のない方等）全日程出席可能な方（学生は除く）
- ◆受講時間／10:00～16:00（1日5時間）
- ◆受講料／無料（教材費と検定料は自己負担）
- ◆定 員／20名
- ◆講習内容／初心者の方を対象に、ワープロソフト「Word」では文書作成を中心に、表計算ソフト「Excel」では表作成、関数、グラフ作成等を学び最終日に表計算3級の検定試験を実施（21日間）ビジネスマナー（1日間）

講習期間	H15 1/8～2/7(火～土) 計22日間
講習会場	合志町総合センター「ヴィーブル」
申込受付	H14 12/3 10:00～15:00 合志町総合センター「ヴィーブル」 (菊池郡合志町福原2922) ※公共職業安定所等の求職受付票等をお持ちください。



しごと支援センターからのお知らせ

▽問い合わせ先
しごと支援センター
熊本市手取本町8-9
くまもと県民交流館パレア
電話096-3554309

姉妹都市西米良村と菊池の神楽まつり

菊池都市間交流の会では、菊池神社のご協力のもとに姉妹都市宮崎県西米良村の「西米良神楽」と本市の神楽団体による神楽まつりを11月23日、菊池神社で開催します。

豊かな歴史と自然に育まれた西米良村と菊池市の神楽の共演を通して、相互の郷土芸能に触れ、交流を深めるものです。当日はふるまい（だんご汁、甘酒）等を準備しておりますので、たくさんの方のみなさんのご来場をお待ちしております。

- ▽開催期日・11月23日（土）午後6時～午後11時まで
- ▽場所・菊池神社「神楽殿」（雨天時「菊華殿」）
- ▽問い合わせ先 政策推進課企画調整係（内線233）

〔西米良神楽の由来〕

応永の頃、南朝方の勢力が低下した際に、懐良親王が秘密裡に入山されたのが西米良であり、神楽を好まれた懐良親王を慕う住民が神楽を奉納したのが西米良神楽の由来であるとされています。



西米良神楽(昨年11月神楽まつり)

平成15年度から
特定地域生活排水処理事業を開始します

菊池市ではこれまで、台所や洗濯等の生活雑排水、し尿を併せて処理するものとして、国・県・市の補助を受けて個人が各戸に合併浄化槽を設置していましたが、平成15年度からは市が事業主体となり各戸に合併浄化槽を設置し、菊池市の生活環境の整備を促進していきます。

▽対象地域

公共下水道（隈府・戸崎・西寺地域）及び小規模集合排水処理事業（鳳来・穴川地域）以外の区域

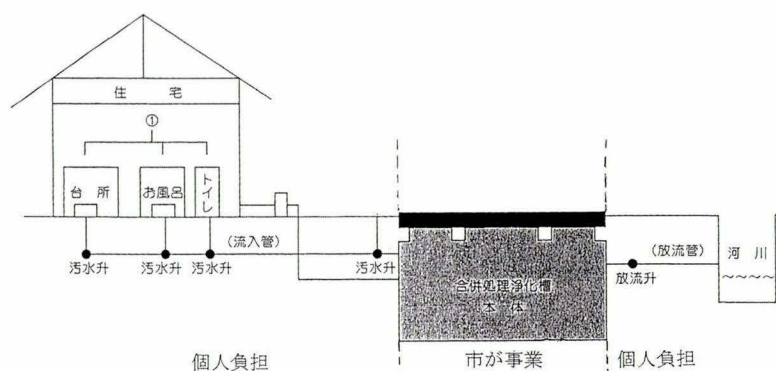
▽事業実施に必要な本人負担額

1. 加入時の負担金が事業費の約10%
2. 使用料は現在個人が支払っているものを、合計した額を月割りにして市に支払うことになります。
3. 合併浄化槽以外の整備は個人負担となります。
(居宅内の水洗便所への改装、水周り等や居宅から合併浄化槽までと合併浄化槽から排水先への接続までの配水管の設置等)

▽問い合わせ先

環境課環境総務係
(内線126)

特定地域生活排水処理事業における工事負担区分の例



香典返し

市社会福祉協議会に、次の方々から香典返しとして寄附がありました。厚くお礼申し上げますとともに、故人のご冥福をお祈りします。

(一) 内は亡くなられた方

【敬称略】

○野間口

田中 ハル子

(夫 孝啓64歳)

○南古閑

前田 トシ子

(夫 熊雄77歳)

○宗像市

仁田 丈三

(母 ムラ95歳)

○今

松永 チトエ

(夫 秋義88歳)

○堀切

村上 文康

(父 新吾89歳)

○高野瀬

茂木 ヤエコ

(夫 清87歳)

○上木庭

松原 榮治

(母 千代子84歳)

○益城町

菊本 悦郎

(伯母 アキ81歳)

○中西寺

富岡 英男

(母 静79歳)

○高野瀬

松平 哲男

(母 初子92歳)

○今

松本 榮子

(夫 保男75歳)

○下赤星

碩上 欣也

(父 彰夫95歳)

○立町

淵上 省吉

(養母 トミ子89歳)

○柿木平

木崎 アヤ子

(夫 新助84歳)

○立石

江崎 善次郎

(弟 泰介55歳)

○横浜市

仁木 裕明

(母 節子83歳)

期間 9月1日～9月30日

合計 50万円

累計 278万円

一般寄付等

戸崎小学校へ

・上赤星 田尻伸助 (パンジ1苗)

菊池北小学校へ

・高野瀬 清水啓介 (エレク1台)

・高野瀬 山口敦則 (竹ぼうき3本)

第1幼稚園へ

・高野瀬 相垣末人 (子どもみこし台3台)

・北原 石本貞義 (玄米130キロ)

第2幼稚園へ

・立石 荒木文子・荒木好子 (ぞうきん)

・遊蛇口3 中山安雄 (手作りおはし・しゃもじ・菜ばし)

第1・第2幼稚園、菊の池・花房保育園へ

・立町 村上慶助 (包丁とき)

西部市民センターへ

・菊の池小学校6年生 (菊(大輪)7鉢他)

・深川フラワーズ (花苗 さくら草105本・葉ボタン90本)

河原小学校へ

・上木庭老人会 (竹ぼうき5本・雑巾20枚)

・豊寿会老人クラブ・栄寿会老人クラブ (雑巾50枚)

・片角 野口節代 (雑巾50枚)

・重味青壮年部 (金一封)

・住友生命保険相互会社熊本支店 (車椅子1台)

・横町 折小野ナツエ (金一封)

・東正観寺 高木レイ子 (金一封)

・益崎理容店 (金一封)

・北原 國生壽代 (金一封・タオル・食器類)

・袈裟尾 井本朝一 (金一封)

・立町 山下トミ (石鹸類)

・栄町 清田久美 (絵本50冊)

つまごめ荘へ

・菊池市退職女教師会有志一同 (清掃奉仕)

・遊技場ブルック菊陽店及びお客様 (車椅子)

・上町 久保房儀 (ベッド・移動式テーブル)

・七城町 城妙子 (金一封)

・上木庭 東儀一郎 (キャベツ)

・中央通 辻勲男 (血圧計・ちり紙他医療用品)

・菊池市地域婦人会連絡協議会 (芸能奉仕・清掃奉仕)

・旭志ボランティアグループ (芸能奉仕)

・深川フラワーズ (パンジー植栽)

・下赤星老人会 (タオル・雑巾)

・北宮 渡邊トメヲ (冬瓜)

・戸豊水 米村健治 (さつまいも)

・菊池市消防団 (お御輿来荘奉仕)

・立町 村上慶助 (包丁他刃研ぎ)

・遊蛇口1 片桐凌 (車椅子)

・高野瀬 上野英子 (童謡指導)

・菊池グラウンドゴルフクラブ (金一封)

・稗方 富田マキヨ (タオル)

・菊池南中学校3年生今村志穂実・高山枝里子 (清掃奉仕・ふれあい)

市民の皆さまとの対話の日

▽実施日：11月20日(水)
午前9時～午後4時
▽場所：市長応接室
▽問い合わせ先：総務課秘書係
(25-1111内線213)

12月の

心配ごと相談日

4・11・18・25日(水曜日)
午前9時～午後3時30分
市福祉会館2階相談室
・相談無料
・秘密は固く守ります
詳しくは、社会福祉協議会(25-5000)まで

この広報紙は、再生紙を使用しています